

皆さまに気持ち良く市民農園のご利用いただくため下記の項目をお守りください。

記

市民農園入園者利用心得

- ① 市民農園の利用期間は、3月1日から翌年1月31日までとし、期間満了をもって自動的にその資格が喪失する。ただし、事前に協会長が定めた期間までに入園利用継続申請書を提出することにより、次の期間も継続入園できるものとします。
- ② 農園の利用にあたっては、適切な肥培管理及び雑草の除草管理に努め、常に良好な状態を保つよう心がけ、他の利用者の迷惑とならぬよう配慮してください。また、雑草を除草しない農法は、病害虫の発生原因となりますのでお控えください。
やむを得ない理由で草取りが出来ない場合は、有償にてお受けする事もございますので、ご相談ください。
- ③ 農園の利用時間は、日の出から日没までです。
- ④ 栽培出来る作物は、1~2年生作物です。果樹・花木等の永年作物は栽培できません。
また、区画内に工作物(作物の誘引に必要な支柱等は除く。)を設置したりしてはいけません。
- ⑤ 野外焼却(野焼き)は法律で禁止されています。収穫した野菜のくず・除草した雑草、肥料等の空き袋、苗のポット等のゴミは、必ずお持ち帰りください。農園内及び近隣のゴミ集積所等に捨てたり埋めたりしないでください。
- ⑥ 農園内に設置されている施設(トイレ・水道等)は皆さん共同でご利用するものですので、丁寧にお使いください。なお、水道では農具や収穫物を洗わないでください。落した泥が浸透枳を塞ぐ原因になります。
- ⑦ 原則として、指定された区画を他の者に使用させてはいけません。
また、農園を営利の目的で利用してはいけません。
- ⑧ この市民農園入園者利用心得に違反または改善の姿勢が見られない場合は、継続利用をお断りすること、また年度途中であっても利用の取り消し並びに区画の返還を求める場合がありますのでご了承ください。またこの場合、利用料金は一切返金いたしません。
- ⑨ 入園利用を継続しないとき、または中止したとき、あるいは利用の取り消しを受けたときは、指定する期日までに利用していた区画を整理(清掃・除草等)し返還してください。区画を整理していない場合は、整地料を請求させていただきます。
- ⑩ 協会長及び市民農園管理者(園主)は、農園内での事故等、及び、天災、盗難、病害虫等による収穫物等の損害について、その責任を負わないものとする。
- ⑪ 園主の都合により農園を休園あるいは廃園する場合は、その3ヶ月前までにお知らせします。